

# 追加事項

1. 有害物質の追加等について
2. 特定施設の追加について
3. 水質有害物質の追加等について

# 1. 有害物質の追加等について

水質汚濁防止法施行令が改正され（平成24年5月23日公布、25日施行）、以下の3物質が有害物質に追加された。

- ①トランス-1, 2-ジクロロエチレン
- ②塩化ビニルモノマー
- ③1, 4-ジオキサン

なお、これらの物質の追加に伴い、以下のとおり基準値が追加された。

有害物質	排水基準 (mg/L)	地下水の水質の浄化措置 浄化基準 (mg/L)
1, 2-ジクロロエチレン	0. 4 (シス体のみ対象)	0. 04 (シス体とトランス体の合計量)
塩化ビニルモノマー	—	0. 002
1, 4-ジオキサン	0. 5	0. 05

## 2. 特定施設の追加について

### 1, 4-ジオキサンに係る特定施設の追加について①

水質汚濁防止法施行令が改正され(平成24年5月23日公布、25日施行)、1,4-ジオキサンに係る特定施設が追加されました。以下の施設を設置するとき等は届出なければなりません。

#### 特定施設の追加

- ①界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
- ②エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設(業種指定なし)

排水基準:0. 5mg/L

地下浸透規制:検出されないこと(0. 005mg/L未満)

地下水の水質の浄化措置 浄化基準:0. 05mg/L

届出時期:既設施設は施行後30日以内(法第6条)

新設施設は設置の工事に着手する60日前まで

# 1, 4-ジオキサンに係る特定施設の追加について②

・暫定排水基準：以下の5業種に適用

・適用期間：平成24年5月25日から平成27年5月24日

(ポリエチレンテレフタレート製造業に限り平成26年5月24日まで)

業種	暫定排水基準(mg/L)
感光性樹脂製造業	200
エチレンオキサイド製造業	10
エチレングリコール製造業	10
ポリエチレンテレフタレート製造業	2
下水道業(感光性樹脂製造業に属する特定事業場から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る)	25

# 3. 水質有害物質の追加等について

水質汚濁防止法施行令の改正(平成24年5月25日施行)に伴い、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則(平成25年3月29日公布、施行)にも以下の3物質を水質有害物質に追加した。

- ①トランス-1, 2-ジクロロエチレン
- ②塩化ビニルモノマー
- ③1, 4-ジオキサン

なお、これらの物質の追加に伴い、以下のとおり基準値を追加した。

水質有害物質	特定排出水規制基準 (mg/L)	地下水浄化措置命令(mg/L)
1, 2-ジクロロエチレン	0. 4 (シス体のみ対象)	0. 04 (シス体とトランス体の合計量)
塩化ビニルモノマー	—	0. 002
1, 4-ジオキサン	0. 5	0. 05